

## 民生委員・児童委員の活動費等を引き上げるための措置と、なり手不足解消への抜本的な取組を求める意見書

民生委員・児童委員（以下、民生委員と略）は、地域における最も身近な相談相手として、様々な課題を抱える住民の相談や支援、訪問や見守り活動、直近の新型コロナ禍では生活困窮者への対応など、住民ニーズを踏まえた非常に多様な活動に日々尽力しています。

近年、自然災害が多発していますが、そのような状況では安否確認や支援団体との連携など、防災面でも重要な役割を担っています。

反面、民生委員一人一人の負担が過大であることも事実であり、これからも持続可能な制度であるためには、活動しやすい環境整備を進めることが極めて重要となっています。

民生委員は、地方公務員法が定める非常勤特別職の地方公務員で、民生委員法第10条で「給与を支給しない」と定められていることから、無償のボランティアとされており、本市において活動に係る費用は国の地方交付税交付金を財源に県から協議会に支給されています。

平成26年4月の厚生労働省による「民生委員・児童委員の活動環境の整備に関する検討会」の報告書では「民生委員・児童委員の経済的な負担も増えていることから、厚生労働省は、活動費の増額を関係省庁に対して要求していくべきである」とあります。活動の拡大と直近の物価・燃料費の高騰もあり、引上げが必須と考えます。

また、先の検討会以降、なり手不足解消への議論が進んでおらず、その解決の糸口すら見えていません。

本市でも、今年秋口の改選に向けて、市内各所で町内会・自治会などの協力を得ながら推薦対象者の人選を進めていますが、厳しい状況が続いています。

全国的にも、なり手不足が報道等で話題になり欠員も増えています。国は、なり手不足解消への取組を今こそ始めるべきです。

よって本市議会は、持続可能な民生委員制度とするため、活動費等の引上げの必要性、なり手不足などの現状を踏まえ、国会及び政府に対し、下記の事項について強く望むものです。

## 記

- 1 民生委員の活動費等を引き上げるための措置をすること。
- 2 なり手不足を解消するための抜本的な対策会議等を設立し、早急に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和4年6月20日

名取市議会議長 菊地 忍

衆議院議長 殿  
参議院議長 殿  
内閣総理大臣 殿  
総務大臣 殿  
財務大臣 殿  
厚生労働大臣 殿